

上 申 書

札幌地方裁判所 民事第4部 債権執行係 御中

令和 年 月 日

申立債権者

㊟

債 権 者

債 務 者

第三債務者

上記当事者間の御庁令和 年(ル)第 号差押命令申立事件について、債務者に対する送達は、下記○印の方法によって送達されたく上申します。(添付郵便切手は、○を付した部分に記載した金額)

記 (該当する数字に○を付する)

- 1 債務者住所あて特別送達 (郵便切手1204円添付)
- 2 勤務先送達 (債務者の実際の勤務場所を指定するもの)
(郵便切手1204円+84円添付)
(勤務先名.....)
(勤務先住所.....)
- 3 休日送達 (郵便切手1414円添付)
- 4 書留に付する送達 (郵便切手444円+84円添付)
- 5 特別送達による再送達 (郵便切手1204円添付)
- 6 代表者個人の住所 (郵便切手1204円添付)
(住所.....)
- 7 執行官送達 (予納金後日納付)
- 8 新住所に送達 (郵便切手1204円添付)
(新住所.....)
- 9 その他の場所に送達 (郵便切手1204円添付)
(.....)

備考

上申書の記載について

- 申立債権者の署名欄の印鑑は申立書で使用した印鑑を押印してください。
法人の場合は会社名および代表者名を記載おねがいします。代表者が申立書と変更している場合は新代表者を確認できる資格証明を添付してください。
- 就業場所送達を希望する場合は、債務者が実際に勤務している場所（支店や営業所など）を送達先としてください。
- 郵便切手は裁判所別館債権執行係では購入できませんので、上申書を持参される場合は、事前に郵便局で購入していただくか、裁判所本館1階売店で購入してください。
- 4の書留に付する送達を希望する場合は、債務者が住所地に居住していることを調査していただく必要があります。債務者の住民票（上申日から1ヶ月以内のもの）、債務者の居住の確認（住所地への訪問、近隣への聞き取り調査等）をした旨の書面を添付して上申をしてください。